

一般社団法人全国公営競馬獣医師協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国公営競馬獣医師協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を東京都荒川区に置く。

2 協会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 協会は、競馬関係及びその他馬に関係する獣医師の社会的地位の確立と獣医学術の向上及び馬事に関連する業界や文化の発展を図り、さらに公営競馬主催者の施策に協調することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事項に関する事業を行う。

- (1) 馬に関連する獣医学術の向上に関する事業
- (2) 競走馬をはじめとする馬の防疫体制への協力をするための事業
- (3) 競走馬をはじめとする馬の防疫衛生に関する獣医学術の振興及び調査研究事業
- (4) 馬に関わる獣医師の人材育成を推進するための事業
- (5) 馬の福祉の増進及び適正管理の推進並びに動物愛護精神の高揚を図るための事業
- (6) 前各号に掲げる事項の普及啓発並びにこれらに関する情報の収集・提供及び国内・国際交流を推進するための事業
- (7) その他協会の目的達成のため必要と認める事業や調査研究事業

2 前項の事業は、日本全国を区域として行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 協会は、次の会員をもって構成し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法

人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 協会は、本会の目的に賛同して入会した獣医師
 - (2) 賛助会員 協会の事業を賛助するため入会した団体又は個人
- 2 前項の正会員及び賛助会員をもって一般法人法上の社員とする。

(入 会)

第 6 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員および賛助会員は、協会の活動に必要な経費に充てるため、総会において定めるところによる入会金及び会費（以下、併せて「会費等」という。）を支払わなければならない。

(退会及び資格の喪失)

第 8 条 会員は、退会届を協会に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会員として法を犯し協会の名誉を毀損し、若しくは協会の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなどの正当な事由があるときは、一般法人法第 4 9 条第 2 項に定める総会の決議により、その会員を除名することができる。

3 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は解散したとき。
- (3) 2 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総会員の同意があったとき。

(会費不返還)

第 9 条 協会を退会する者で、既に納入した会費その他所要の分担金等は、これを返還しない。

第 4 章 総 会

(構成)

第 1 0 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(種類及び開催)

第 1 1 条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(総会の招集方法)

第12条 総会を招集するときは、会長において開会の日時、場所及び付議事項を定め総会の日の10日前までに書面をもって正会員に通知するものとする。

(総会の開催)

第13条 総会は、正会員の2分の1以上の者が出席しなければ開会することができない。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とし、総会に出席できないときは、委任状をもって出席とみなす。

(総会に附議する事項)

第14条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画並びに収支予算の決定及び変更に関すること
- (2) 事業報告、収支決算及び財産目録に関すること
- (3) 役員を選任及び解任に関すること
- (4) 定款の変更、その他会則の制定及び改廃に関すること
- (5) 会費等の額
- (6) 解散、取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は事業の全部の廃止
- (8) その他会の運営上会長が必要と認めた事項

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の議決方法)

第16条 総会の議決は、特別の定めがある場合を除き、出席正会員の過半数の同意をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(書面議決等)

第17条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の開催日の直前までに当該記載をした議決権行使書面を協会に提出して行い、この規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長及び会長から指名された理事2名は、前項の議事録に記名押印する。

3 議事録は、総会の日から10年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

第5章 役員等

(役員の数等)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とし、その他の理事を一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務を執行する理事（以下「執行理事」という。）とすることができる。

(選任等)

第20条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び執行理事は、理事の中から理事会において選定し、選定された代表理事は、会長に、執行理事は専務理事に就任する。

3 理事会は、その決議によって副会長を選定する。ただし、副会長は2名以内とする。

4 会長は、専務理事を兼務することができる。

5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして法令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が、理事の総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

7 監事には、協会の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び協会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、協会の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、協会の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面を提出して理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第23条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により就任した役員任期は、前任者または他の役員残任期間とする。

3 役員は、任期満了の場合においても後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第24条 役員は、協会の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の理由があるときは、総会の議決により解任することができる。

2 前項の場合にあっては、協会は、当該総会の開催日の10日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、決議の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員職務遂行に要する費用の支払い)

第25条 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長、顧問、参与)

第26条 協会は、会長の推せんにより名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第28条 理事会に付議する事項は、次のとおりとする。

(1) 協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
 - (4) 諸規程の制定及び改廃
 - (5) 総会の招集及び総会に附議すべき事項の決定
 - (6) 前各号に掲げるもののほか理事会において必要と認めた事項
- (議長)

第29条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(招集等)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の5日前までにその会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、各役員に通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、役員の実員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

5 監事は、第22条第4項に規定する場合には、会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面を提出して理事会の招集を請求することができる。

6 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした役員は理事会を招集することができる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の実員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告)

第32条 会長及び執行理事は、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(報告の省略)

第33条 役員が役員全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 議事録は、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第7章 会計及び経理

(経理)

第35条 協会の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

- (1) 会費及び入会金
- (2) 補助金及び寄付金
- (3) その他の収入

(事業年度)

第36条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 協会の事業計画書、収支予算書(資金ベースを含む。)、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 収支計算書(資金ベース)
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (7) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員名簿
- (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(特定費用準備資金)

第39条 協会は、将来の特定の事業の実施のために特別に支出（事業又は管理費として計上されるものに限る。）するための資金にあてるため、特定費用準備資金を積み立てることができる。

2 特定費用準備資金の取り扱いについては、理事会の決議を経て別に定める。

第40条 協会は剰余金の分配をすることができない。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第41条 この定款は、法令の定めるところにより、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第42条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第43条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、協会と類似の事業を目的とする他の公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人、国又は地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第44条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局等

（事務局の設置等）

第45条 協会は、事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

3 第2項の職員をもって一般法人法上の使用人とする。

第11章 附 則

（最初の事業年度）

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年3月末日までとする。

（設立時の役員）

第47条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 上田 毅 藤江晴彦 山手寛嗣

設立時代表理事 上田 毅

設立時監事 伊藤 傑

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第48条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 千葉県松戸市五香4丁目51番地の12

設立時社員 上田 毅

住 所 埼玉県さいたま市岩槻区大字黒谷1281番地3

設立時社員 藤江晴彦

住 所 岩手県盛岡市岩脇町1番25号

設立時社員 山手寛嗣

住 所 東京都港区白金台3丁目1番11-406号

設立時社員 伊藤 傑

(法令の準拠)

第49条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人全国公営競馬獣医師協会設立のため、設立時社員上田 毅他3名は、この定款を作成し、次に記名押印する。

令和7年12月17日

設立時社員 全国公営競馬獣医師協会 会 長 上田 毅

設立時社員 全国公営競馬獣医師協会 副会長 藤江晴彦

設立時社員 全国公営競馬獣医師協会 副会長 山手寛嗣

設立時社員 全国公営競馬獣医師協会 監 事 伊藤 傑